

6 飯財第 319 号
令和 6 年 12 月 17 日

建設工事・建設コンサルタント業務事業者 各位

財 政 課 長

「飯田市建設工事等の積算疑義の申立てに関する要領」の制定について（通知）

令和 6 年 12 月 16 日以降に公告・通知される案件から電子入札がはじまりました。これにより、開札の際の業者の立ち合いがなくなり、入札結果が入札情報システムにより開示されることとなります。

そこで、入札の公正・公平性を確保し、建設工事等の遅延による市民生活への影響を回避するため、入札執行後に応札者が行う市の積算内容に係る疑義の申立てに関するルールについて、必要な事項を定めるべく、次のとおり要領を作成することにいたしました。ご承知おきくださいますようお願いいたします。

1 要領の内容及び手続きのフロー 別添のとおり

2 申立て手続き

- (1) 事業者は公表用設計図書の閲覧請求書を 2 部作成し、財政課に持参する。財政課窓口にて入札参加者か確認の上、受付印を押印する。押印した 1 部を施工担当課に提出する。
- (2) 施工担当課は、閲覧請求書により事業者に公表用設計図書を提示。事業者は公表用設計図書を確認する。
- (3) 事業者は、疑義がある場合は財政課に積算疑義申立書を提出し、施工担当課で確認を依頼する。

3 要領 ホームページへ掲載

4 適用日 令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

財政課契約係
担当 上柳 内線 2135

飯田市建設工事等の積算疑義の申立てに関する要領について

1 主な内容

- (1) 積算疑義の申立て対象となる案件は、市が実施した入札で建設工事及び工事に係る業務委託とする。ただし、建設工事は設計金額が 130 万円、工事に係る業務委託は設計額が 50 万円を超える案件に限るものとする。
- (2) 積算疑義の申立て対象者となる者は、市が行った入札案件の応札者のみとする。
- (3) 応札者は、積算疑義があるときは、当該案件に係る開札日の翌々開庁日 12 時までに、積算疑義申立書に疑義の内容を具体的に示す資料を添付して、財政課に申し立てることができる。
- (4) 応札者は、前項の規定による申立てを行うに当たり、当該案件に係る開札日の翌々開庁日 12 時までに、施工担当課で開示する公表用積算内訳書を閲覧できる。
- (5) 財政課は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに施工担当課に申立内容を伝達するものとする。施工担当課は、速やかに設計図書等及び公表用積算内訳書並びに金額入り設計書を精査するとともに、財政課にその結果を報告するものとする。
- (6) 積算疑義申立書が次のいずれかに該当する場合は、積算疑義申立てとして取り扱わないものとする。
 - ①対象となる建設工事が特定できないもの
 - ②入札前に公表された設計図書等でその内容が確認できるもの
 - ③積算疑義の内容が、単価が合わない、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの
 - ④積算疑義の内容が具体的でないものその他積算疑義の内容が特定できないもの
 - ⑤積算疑義申立ての期間後に提出されたもの
 - ⑥その他当該入札に直接関係ないもの
- (7) 疑義申立書の内容精査の結果、設計図書等及び公表用積算内訳書に積算誤りが認められない場合は、財政課はその旨を疑義申立てした者（以下「疑義申立者」という。）に通知するとともに、速やかに落札者の決定を行い、入札事務を続行する。
- (8) 積算誤りが認められた場合は、財政課はその旨を疑義申立者に通知するとともに、入札事務を中止し、落札者及び落札候補者の決定を取り消す。ただし、施工担当課が当該積算誤りを修正し再積算した設計金額においても落札者及び落札候補者が変わらない場合は、財政課はその旨を疑義申立者に通知するとともに、入札事務を続行する。入札事務を中止する場合は、施工担当課は落札者又は落札候補者に対し、当該入札の中止等の内容について説明するものとする。
- (9) 積算誤りが判明した場合は、財政課は当該入札の内容精査後の対応結果について、速やかに飯田市財務規則（昭和 56 年飯田市規則第 7 号）第 104 条の 2 に規定する電子入札システムにより周知するものとする。

3 適用日 令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

開札

公表用積算設計図書の確認および疑義申立期間（開札日の翌々開庁日の12時まで）

デジカメ等の使用は可とします。写しの交付はありません。閲覧できる対象者は、入札参加者に限ります。財政課へ公表用設計図書の閲覧請求書2部を提出いただき、財政課で入札参加者であることを確認した後、受付印を押印したものを持って施工担当課で閲覧します。

設計又は積算に誤りの疑いがある場合

設計又は積算に誤りの疑いがない場合

疑義申立て

※財政課へ積算疑義申立申請書を持参、電子メール又はファクシミリで提出。電子メールの場合タイトルは「積算疑義申立申請書」としてください。

※提出できる対象者は、入札に参加し、公表用積算設計図書の閲覧をした者に限ります。

積算疑義として取り扱わないもの

- 積算疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- 公表された設計図書等で確認できるもの
- 単価が合わない、複数想定できる等、積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- 申立て期間終了後に提出されたもの
- 入札参加者以外の者から提出されたもの

疑義申立ての取扱い決定・疑義申立ての回答

落札候補者に変更が生じる場合

設計の積算に誤りが確認できなかった場合

落札者・落札候補者決定
の取消、入札無効

入札有効

再度入札

落札決定